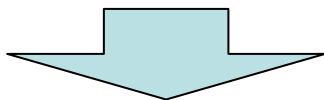


①事業名	【23】盲・聾・養護学校教員専門性向上事業	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 特別支援教育課 (課長: 瀧本 寛) (関係課) 教職員課 (課長: 戸渡 速志)	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標 2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保          達成目標 2-7-2 盲・聾・養護学校の原色教育について、障害のある児童生徒の障害の重度・重複化等を踏まえた適切な対応を行うことができるとともに、盲・聾・養護学校の現職教員の専門性の向上を図るとともに、盲・聾・養護学校の教員の盲・聾・養護学校教諭免許状保有率を高める。</p>	
④事業の概要	<p>盲・聾・養護学校の現職教員について、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有していない者については、盲・聾・養護学校教諭免許状の保有を促進するため、都道府県における認定講習の開催に際しての補助を行う。また、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有している者については、盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒の障害の重度・重複化の傾向を踏まえ、各都道府県において現職教員を対象として、障害の重度・重複化に適切に対応するための専門性の向上を目的とした講習会を実施することとする。その際には、各都道府県における講習会を担当する指導者を国において養成することとする。</p>	
⑤予算額及び事業開始年度	<p>平成18年度概算要求額: 83百万円          事業開始年度: 平成18年度</p>	
⑥事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑦得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	講習会の実施を通じ、盲・聾・養護学校の教員の専門性の一層の向上を図り、信頼される学校づくりに資する。	⑨達成年度
		平成22年度
⑩必要性	<p>現在、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒については、障害の重度・重複化が進んでおり、より一層適切な指導及び支援が求められている。また、現在、教育職員免許法附則第16項により、当分の間、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有していなくとも、盲・聾・養護学校の教員となることができるとされている。そのため、盲・聾・養護学校に現在勤務している教員については、その資質の向上を図ることが喫緊の課題である。さらに、現在、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有している者についても、障害の重度・重複化が進んでいることを踏まえ、様々な障害についての知識を習得することが求められている。</p>	
⑪効率性	<p>本事業においては、83百万円の資金が投入されることとなる。現在、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有する者に対する講習については、各都道府県で実施することとなる現職教員を対象とした講習の講師となる指導者を国において養成することとしている。それらの指導者が各都道府県において実施する講習会を通じ、現職教員の専門性向上を図る。</p> <p>また、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有しない者については、各都道府県で既に実施されている認定講習への支援とその活用を通じ、現職教員への盲・聾・養護学校教諭免許状の授与を促進する。</p>	
⑫想定できる代替手段との比較考量	<p>現在、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化が進行しており、教育現場における喫緊の課題となっている。障害のある児童生徒の教育については、特に地域間格差を生じさせてはいけないところ、この課題への対応については、地方自治体における取組に委ねることとした場合においては、障害の重度・重複化に対する対応について、地域間格差が生ずる恐れがあるため、国として、各都道府県における指導者を養成し、その指導者による現職講習を実施することで、全国各地域において一定の専門性を担保する必要がある。</p> <p>また、「特殊教育免許の総合化について(報告)」における教育職員免許法附則第16項の廃止に関する提言を踏まえ、盲・聾・養護学校の現職教員における盲・聾・養護学校教諭免許状の保有率を計画的に高める必要があるが、地方自治体の一般財源により</p>	

		実施することとした場合には、盲・聾・養護学校教諭免許状の取得を計画的に促進することが困難となる。
⑬ 有効性	指標・参考指標	本事業の指標としては、現在、盲・聾・養護学校免許状を保有する者については、国で行う指導者講習の回数、各都道府県における現職講習会の実施回数及び参加者数などの指標、現在、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有しない者については、各都道府県において実施する認定講習により、盲・聾・養護学校教諭免許状を取得できた者の数などの指標が考えられる。
	効果の把握の仕方	盲学校、聾学校及び養護学校教員の特殊教育教諭免許状保有状況等調査の結果により、国で行う指導者養成講習を踏まえて実施される現職教員講習会の実施回数及び受講者数、盲・聾・養護学校教諭免許状取得者数を含め、把握する。
	得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	現在、盲・聾・養護学校教諭免許状は、障害種別ごとに取得することとなっており、必ずしも複数の障害に対応できる専門性を担保する免許状とはなっていない。一方で、複数の障害に対応するための専門性を確保することは、教育現場における喫緊の課題となっており、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有する現職教員に対し、各都道府県で実施される講習会に多数の参加者を見込むことができる。また、現在、盲・聾・養護学校教諭免許状を保有していない現職教員については、「特殊教育免許の総合化について（報告）」において教育職員免許法附則第16項の廃止が提言されているところであり、各都道府県における認定講習の実施の促進を通じ、障害のある児童生徒の教育に関する専門性の向上を図るとともに、多数の参加者を見込むことが出来る。
⑭ 公平性、優先性		本事業については、各都道府県における講習の実施を支援することとしており、公平性が保たれている。
⑮ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等		「特殊教育免許の総合化について（報告）」（平成17年4月22日教員養成部会）において関連する提言がなされている。
⑯ 備考		

# 盲・聾・養護学校教員専門性向上事業

盲・聾・養護学校に在籍する子どもの障害の重度・重複化( )に適切に対応するため、現職教員の障害のある児童生徒の教育に係る専門性の向上を図る。



## 盲・聾・養護学校教諭免許状非保有者

盲・聾・養護学校  
教諭免許状の  
保有率:55.6%  
(H16.5.1現在)

### 認定講習の 実施促進

各都道府県が実施している  
盲・聾・養護学校教諭免許状の  
取得に係る認定講習の実施を  
支援・促進

盲・聾・養護学校  
教諭免許状  
の取得促進



## 盲・聾・養護学校教諭免許状保有者

### 指導者養成 講習の実施

全国数ブロックにおい  
て、各都道府県で実施す  
る現職教員講習の指導者  
となる者を養成

### 現職教員 講習の実施

47都道府県において、  
指導者養成講習を受講した  
者が現職教員に対し、障害  
の重度・重複化に対応した  
講習を実施

障害の重度・重複化  
に適切に対応できる  
現職教員の増加



( ) 現在、盲・聾・養護学校(小・中学部)においては、約43.5%(肢体不自由養護学校においては約74.8%)の児童生徒が重複障害学級に在籍している。